

第6回 豊岡市公営企業審議会 議事録（要旨）

開催日時 2021年8月11日（水） 13時30分から15時00分まで
開催場所 市役所本庁舎 大会議室
出席した委員 山口会長、坂本副会長、井垣委員、作花委員、都築委員、
長坂委員、勾田委員
欠席した委員 長田委員、宮下委員、米田委員
事務局 河本上下水道部長
水道課 谷垣課長、和田参事兼課長補佐、西田水道経理係長
下水道課 榎本課長、堀田参事兼施設係長、松岡課長補佐、
山本下水道経理係長
傍聴者 3名
司会進行 事務局、会長

1 開 会（13時30分）

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

会長から委員名簿順に従い、都築委員と長坂委員を指名。

4 議 事

(1) 今後の水道料金・下水道使用料のあり方について《料金等改定の検討》

会 長：前回の会議では、総括原価に占める資産維持費について、資産維持率を年0.5%とし、基本料金の割合を総括原価の3分の1とすることになった。今後は、総括原価を基本料金と従量料金に分け、料金表を作っていく作業になる。まず、事務局から何パターンか提示していただく。

水道課から「総括原価の配賦」について、資料に基づき説明。

(質疑)

会 長：基本料金の割合を33.3%として、5頁の表のとおり、基本料金と従量料金のパターンをそれぞれ4つずつ提示いただいた。基本料金の考え方は分かりやすいが、従量料金の方は、水をたくさん使う人の割合が少なく、その少ない人により多く負担してもらっているという状況になっており、たくさん水を使うが少ない人たちに払ってもらえるのか、たくさん人数がいるけれど、そんなに水を使っていない

人たちが払うのかということを決めていかないといけない。たくさん使ってもらう人に多めに料金設定をしているが、多くの人に少しずつ負担をお願いする方法もあるし、使用が少ない人には配慮して、一番少ない人は10^mまでの単価を上げないとか、値上げ幅を少なくするパターンもある。大量に水を使う人に対しても、51^m以上の単価を値上げしないとか、値上げ幅を小さくするとか、という考え方もある。基本料金、従量料金それぞれの考え方がるので、どのような組み合わせが適当か考えていただきたい。また、例えば、従量料金の1のパターンで「△5.5」を「0」にするなど、提示された単価で、もう少し下げた方がいいのではないかとすることがあれば、もう一度計算し直して、資料を再提示いただくことも可能である。その場合、基本料金の割合を33.3%としているが、計算しにくくなったりする場合は、33.2%でもいいということにするなど、基本料金の割合に少し幅をもたせてもいいということになると、単価設定がしやすくなる。仮に、Aと1の組み合わせだと、基本料金は13mm配慮型で従量料金は最小・最大配慮（大）型となり、少ない人に配慮するのと同時にたくさん使う時にも少し料金を抑えていこうということになる。Aと2を組み合わせてもいいし、Bと4にしてもいい。それぞれの長所、短所がある。ご意見があれば伺いたい。

委員：従来から、11^mから20^mまでの単価が1^mから10^mまでの単価の倍になっており、これまでの説明では、水の使用を控えてほしいからこのような料金設定になっているとのことであるが、現状は、水を使ってほしいということ。基本料金が高くなるのは仕方ないが、従量料金において、ただでさえ倍となっている単価がまた上がるのかとなると、水をあまり使わないでおこうとする人が出てくる。そのあたりをどれほど見越しているのか。11^mから20^mまでの単価がもう少し低ければ、気楽に使えるとも思うが、どうか。

事務局：10^mまでの単価が低いというのは、いわゆる生活困窮者という方に配慮して、このような料金設定になっていると認識している。

委員：単身者というイメージなのか。

事務局：その通り。実際は、単身の方が生活困窮者ばかりなのかということとは分からないが、使用水量で判断せざるを得ないところもあり、そのようなことから配慮している。節水の件については、101^m以上の水をたくさん使っていただくところの単価を上げることによって、節水意識が働くということで、この昔からの考えを踏襲した料金設定になっている。今は水を使っていただく方向になっているので、一番大きい使用水量の区分の単価をもう少し下げたい。たくさん水を使ってもらう方向であれば、委員のご意見の通り、11^mから20^m

までの区分もできるだけ使っていただけるような単価設定にしたい。しかし、そうすると他にしわ寄せがきて、元々の料金体系を大きく変えることになるので、その辺りも考慮しながら、どのような設定がいいのかというのを考えていただきたい。

委員：困窮者という言葉が出てきたが、あらゆる政策の中でそういう方に対する配慮が非常に大きく、以前に行政の仕事をさせていただいた時にも、その大きさに驚いたこともある。一方で、あまり正しくない実情もあり、生活保護とかを受給していて、日中パチンコをしているという状況も現実に見てきた。当然、そういうことはないという前提での話だと理解しているが、あらゆる場面で困窮者を救済するということは、各分野の担当の方の仕事が、配慮のために複雑になるだけである。仮に100の施策があつたら、9割ぐらいは一律にやって、1割ぐらいの中で生活困窮者といわれる方に対してしっかりとカバーしていく、というようなことをやっていかないと、やりにくくて仕方ないというような印象をもっている。困窮者を切り捨ててくれと言っているのではない。困窮者の方への本当の意味での救済というのを出されるべきである。配慮しすぎているような傾向が強いと感じている。配慮することはいいことだが、逆に支援を受ける立場の方が強くなりすぎて、行政側が委縮しているのではないかという印象を持っている。一律に、複雑にならないような料金設定をして、支援すべきところは、支援すべき部署でしっかりと行っていくという方向性をしっかりと出していただきたい。

事務局：ご意見の通り、以前は、何でも配慮という考えでやってきたと認識しているが、水道の使用というのは、使っていただいている方が何人家族でどのような生活をされているのかというのは分からない状況であることは確かである。そういった中で、例えば、10^mまでの少ない使用の方はおそらく単身であろうという想像であるが、単身の方であっても、働いている方で夜遅くまで仕事され、水量が少ないかもしれないし、一方で、高齢で2、3人がずっと家におられて、水をたくさん使われている世帯もあるかもしれない。ひとまとめに水量の少ない方を生活困窮者というのは少し違うのかなと思っており、その辺りの料金設定をどうしていくのかということ。30^mまでの使用水量は、すべての使用水量の約70%を占めているので、その中で平均的に上げていくことができれば、実際にお使いいただける方に負担いただくということになると思うので、事務局としても、できればそちらの方がいいかなと考えている。

委員：生活困窮者に対してどうこう思っているわけではない。公共料金などは、配慮をせず、一律の方が公平ではないか。支援すべきもので

しっかりと支援していく、というのが分かりやすい。あくまでも施設を運営するためにお金が掛かることなので、これだけ水を使ったらこれだけ掛かりますよという料金体系を作った方が、利用者側も分かりやすい。単純明快の方が皆さん納得されるのではないか。

委員：賛成。

委員：資料の10頁で、30^mまでの使用の方が全体の約70%を占めていて、この区分の従量料金の改定率をより高くすれば現行料金に比べてより公平な料金体系とすることができるかとあるが、理由は、30^mまでの利用者数が多いので、その区分の改定率を高くするとより公平であるという意味であっているか。

会長：今の料金体系は、31^m以上の使用区分に比重が大きいので、30^mまでの使用区分の改定率を少し上げていく。たくさん使っている人にたくさん負担していただいているが、その割合が大きすぎるのではないかという問題意識があるということ。

会長：5頁の表について、上の段の基本料金だが、まず、Aパターンとして13mm口径の料金を1,000円を切った金額にするもの、次にBパターンとして小口径配慮型、口径の大きい方の料金を重くするもの、次のCパターンが、一律に値上げするもの、そして、Dパターンとして大口徑配慮型、口径の大きい方の負担率を下げっていくものであるが、これについてご意見があればお願いしたい。

委員：従量料金について、使用水量に関わらず一律単価にした場合、どうなるのか。使用水量が少なければ、料金改定で値上げしても、全体として支払う金額はそんなに上がらないはず。本当は、同じ水を使うわけだから、各々に応じた基本料金を払い、あとはみんな一緒でいいと思う。今の料金体系がおかしいと思っている。今までこれでやってきたから急に变えるのは難しいということは分かるが、もしそのように変えた場合、どのような問題が生じるのか、わからない。

事務局：一律というのは、値上げ幅が一律ということではなくて、元々の各区分の単価が一律ということではよいか。

委員：その通り。

事務局：そうすると、従量料金の61億円程度をすべての使用水量で割らないといけないので、少ない水量の区分の従量料金がかなり上がることになると思う。

委員：もちろんそうだが、使う水量そのものが少ないわけで、その場合どれぐらいの金額になるのかということ。

事務局：計算できしだい、回答させていただく。

会長：要するに、今、従量料金に反映されている、総括原価の約67%の分を1^m当たりで考えるといくらになるのかということ。あまり使っ

てない人も、使っている人も関係なく、 m^3 当たりで考えていく。

会 長：計算している間に、基本料金の考え方について、値上げは仕方ないところで、どのようなパターンで、どのような方向性でいくのかということについて何かご意見はないか。手っ取り早いのは、すべての区分で同じぐらい値上げするパターン。そこで、配慮しなくてもいいところに配慮しているから、もう少し各口径間の基本料金の調整をしていくのか、ということ。Dの大口径配慮型で、口径が大きいほど、改定率を下げっていくか、それとも、小さい口径を配慮して上げて、従量料金については、使った分として考え、料金単価の格差を埋めていくのか。従量料金との組み合わせで、決まってくると思うが、基本料金の考え方としてどうするか。本質的に困窮者保護という考え方はあるので、どこかで配慮を入れるというのは一般的な考え方だと思う。

事務局：計算してみると、 1 m^3 当たり税込み140円ぐらいになる。

委 員：驚くほどの金額ではないように思う。

会 長：本来であれば、 11 m^3 から 20 m^3 までの金額が概ね一般的な金額になる。その上と下の区分の金額をどうみるのかということである。

委 員：困窮者といっても、一人暮らしでしっかり働いているのに、料金が安価になっているところもあり、そうなってくると、水道料金でそれを考えるのは、少ししんどいと思う。

会 長：ご意見を伺うと、基本的には使った分については、できるだけ差を付けずに、払ってもら方がいいのではないのか、つまり、従量料金の方は各使用水量区分の単価の格差を埋める方向で調整していく、という考え方が出てきているかなと思う。計算では、 1 m^3 当たり140円ぐらいということなので、その辺をどのようにしていくのがよいのか。 1 m^3 から 10 m^3 までと、 11 m^3 から 20 m^3 までの2つを同じぐらいの金額にするという方法もあるかもしれない。

委 員： 1 m^3 から 20 m^3 までの区分を分けずに、1つの単価とする。

会 長：使用水量の区分を細かく分けすぎているのではないかという部分が少しあるかもしれない。

委 員：その方が、水を気にせず使うようになり、使用水量が増えて、結果、収入が増えるような気がする。

会 長：最初の 10 m^3 までの区分が小さすぎる感じがする。

委 員：このような区分になると、一般家庭でどのくらい料金が上がるのか知りたい。

会 長：1つの考え方として、基本料金は小口径配慮型で、少し大口径が上がりすぎる感もあるが、従量料金の方で、使った分はきちんと払ってもらおうよう、区分の格差を是正する方向で出せるかなと思う。ま

たは、各口径を一律に上げて基本料金だから問題ないともできるが、基本的な考え方としては、従量料金について、できる限り使った分を払ってもらうという方向でいく。3の大量配慮（小）型ぐらいにして、各区分の格差をもう少し調整する。1 m³から10 m³と11 m³から20 m³の差が倍になっているのが極端すぎる気もするので、大量配慮（小）型で、1 m³から10 m³と11 m³から20 m³の間をもう少し解消した数字を出してもらう方向でもいいかなとも思う。この2倍の格差を説得できる理由はないように思う。本来の単価が140円であるのであれば、1 m³当たり140円ぐらいで考えていくことは1つの考え方だと思う。ここの2つの区分の差をもう少しならかにできないか。3の大量配慮（小）型について、77円と143円の差を埋めるような改定版を考えてもらう。

事務局：従量料金の3の大量配慮（小）型と基本料金のBの小口径配慮型で、今試算をしてみると、1 m³から10 m³までが88円、11 m³から20 m³までが126.5円でも改定率が17.3%ぐらいになると思う。77円を88円、143円を126.5円という設定だが、もう少し差を縮めてほしいということであれば、考えさせていただく。

会長：基本料金について、使用水量の少ない方への配慮という部分で、BパターンとCパターンを比較すると、口径が小さい方から2番目と3番目は変わらず、一番小さい13mm口径が1,045円と1,056円で、あとは口径の大きい方の数字が少しずつ変わっていく。この11円の差をどう考えていくのか。

会長：私から提案させていただくが、基本料金については、水道を維持していく上で基本的なものなので、できる限り皆さんで同じように負担していくということで、各口径の改定率が同じになるように、Cパターンの各口径一律型で進めさせていただく。従量料金については、大量配慮（小）型で進めてさせていただくが、1 m³から10 m³までと11 m³から20 m³までの区分の差が少し大きい。使ったものに対してきちんと対応できるように考えていくためにも、もう少し単価ごとの差がなだらかになる方向で、料金を計算し直すということはいかがか。生活保護世帯については、水道料金は基本的に支援の対象となっているはずなので、その部分については、多分大丈夫なのではないかと思うがどうか。

事務局：生活保護の方については、保護費の中に、水道料金相当分が含まれていると聞いている。

会長：そういうことなので、本当に困っている方には、二重に配慮しなくても、きちんとみていただける部分だと思う。方向性としては、皆で使ったものは、できるだけ皆で負担していく。基本料金について

は、各口径一律型の計算を生かしていく。従量料金については、大量配慮（小）型で、1 m³から10m³までと11m³から20m³までの区分の差が大きいのので、今回示された数値を基準に、少しなだらかな上昇になるよう計算し直してもらおう。

水道課から「公衆浴場（銭湯）料金」について、資料に基づき説明。

（質疑）

会 長：市内には1軒だけ銭湯がある。城崎温泉の部分は、別で料金設定される。この銭湯の水道料金は、別の法律等の問題があって、個別に審議しないといけないが、個別に調整しないといけないところと一般会計からお金が出ている部分もあるので、事務局の方で銭湯の調査等をしていただき、市役所内部で調整していただいて、料金を決めていくという形としたい。1軒の銭湯の経営に関わることであり、県の統制料金で上限が450円と決まっている中で、金額をいっきに上げたりできないので、事務局にこの銭湯の料金を一任していくということによろしいか。

－ 委員から異議等なし －

会 長：公衆浴場の料金については、市部局内で調整していただき、決定していただく。

会 長：委員の皆様から、事務局へ要望等ないか。

委 員：考え方を再確認したい。基本料金を各口径一律型にして、従量料金を大量配慮（小）型とし、水量の少ない部分を再計算するということで、私も賛成である。特にコロナ禍の中で、料金を上げていくときに、飲食店とか旅館業など大量の水量使用者を考慮して料金改定することが必要だと思っている。先ほど質問した10頁に31m³以上の区分の改定率より高くすればより公平だとあったので、大量使用者に配慮した改定が必要であるという意味でも、合致したものであると思っていた。一つ気になっているのは、前回の料金改定の内容が資料の11頁から12頁にあり、基本料金を見ると、口径の大きいところの改定率がものすごい数字になっていて、従量料金については、31m³以上の使用者のところは逆に配慮されている。今回は、従量料金のところで使用水量の大きい方を配慮するのは正しいことだと納得できているが、なぜ公平になるのか、もう少し補足してほしい。

事務局：現行の料金体系がどうしてこうなったのかということは、詳細は資料が残っていないため、当時、どのような考えでというのは説明できないが、使っていくにつれて単価が上がっていくという設定になっている。個別原価計算の考えでいくと、水1 m³というのは、1 m³でも500m³の中の1 m³でも基本的には掛かる経費は同じということな

ので、本来であれば、一律同じ単価でいくら使ってもという考えがある中で、少ない分を少しでも上げれば、いくら使っても同じということに繋がり、現行の料金体系よりは、より公平にという思いで記載している。

委員：前回の料金改定と比較してということではなくて、一律の単価により近づいていくという意味での公平という意味か。

事務局：その通り。

委員：公平という言葉を使うと、今までの料金が公平でないのかとも思える。いろんな受け取り方があって、表現が微妙だと感じていた。一律に近づくという意味では、正しい表現だと思う。

委員：今回の審議の中に、特別料金の工業団地と湯島財産区がないが、これはどういう理由であったか。

事務局：工業団地と湯島財産区の料金については、市の政策として実施している経緯があり、水道の方が考える話ではなく、それぞれの担当課で考えていくということであり、審議会には諮らないということで、以前に説明させていただいた通りである。

5 今後の予定

事務局から、次回は8月27日（金）に開催を予定していると説明。

6 閉会（15時00分）

坂本副会長あいさつ